

都市計画についての意見書

令和5年 月 日

船橋市長 松戸 徹 あて

土地所有者等

住 所

(ふりがな)
氏 名

電 話

下記の船橋都市計画の案等について、別紙のとおり意見書を提出します。

(都市計画の種類)

船橋都市計画海老川上流地区地区計画の原案

(都市計画原案との関係事由)

- ・所有権（代表の土地の所在：_____）
- ・その他の権利（_____）
- （代表の土地の所在：_____）

- ※1 所有権又はその他の権利のどちらかに○をしてください。その他の権利を有する方は、権利の内容を記入してください。
- ※2 権利を有する代表の土地の所在を記入してください。
- ※3 土地の全部事項証明書（法務局発行）に登記されていない権利を有する方など（例：法定相続人など）が意見書を提出する場合、権利を有することがわかる資料を確認させていただきます。また、その写しの提出を求める場合があります。

注

1. 提出者が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。
2. 提出期間は令和5年4月7日（金）17時までです。
3. 郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものが有効になります。
4. 原案に意見書を提出できる土地所有者等とは『海老川上流地区地区計画区域内の土地の所有者、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人』を指します。（都市計画法16条第2項、同法施行令第10条の4）
5. 提出された意見の要旨とその意見に対する考え方については、市のホームページに掲載します。